令和８年度　スクールバス運行業務（山陽地域）　仕様書

１　委託業務の名称　令和８年度　スクールバス運行業務（山陽地域）

２　委託業務の概要　山陽小学校の児童の登校及び下校のためのスクールバスの運行
【学校】赤磐市立山陽小学校（赤磐市上市１２３番地）

３　履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日（３年間）

４　業務内容
（１）運行車両の手配
（２）スクールバス運行業務
（３）運行月報の作成
（４）車両管理に関する業務
（５）事故等の処理に関する業務
（６）損害賠償責任
（７）その他

５　業務詳細
（１）運行車両の手配
①車輌は大型バスであること。
②車体には道路運送車両の保安基準（昭和 26 年省令第 67 号）により道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示第 619 号）で定められたスクールバスマークを必ず表示すること。
（２）スクールバス運行業務
委託者の指示に従い、次のとおり運行業務を行うこと。ただし、運行日、運行便数、時刻、便数及び乗車人数については学校の事情により変更する場合がある。このような変更にも迅速に対応するとともに、軽微な変更については、契約金額の変更はないものとする。
①運行路線及び停留所の位置
スクールバス路線図（山陽地域）（別紙１）
ただし児童の状況により年度途中や年度替わり時に運行路線や停留所を変更することがある。その場合は教育委員会、学校と受託者で協議を行い決定する。
②走行距離
登校（１便）：斗有～尾谷経由～山陽小　全長約９㎞
下校（２便）：山陽小～尾谷経由～斗有～山陽小～尾谷経由～斗有　全長約２６㎞
③運行日
年間で２００日程度（授業日）
休業日に実施する学校行事（参観日、運動会、学習発表会等）も必要に応じて運行すること。
【参考】令和７年度運行実績

学校名	年間運行日数①	① のうち休業日に運行
山陽小学校	２０３日	３日

④運行便数

標準１日３便（登校１便・下校２便）

【参考】運行時刻表案（教育課程の編成により若干の変更の可能性がある）

運行時刻表

停留所	登校便	停留所	下校便（１便）	下校便（２便）
斗有発	７：３５	山陽小発	１４：３０	１５：２５
斗有下	７：３７	尾谷	１４：４０	１５：３５
吉原（西山団地）	７：４０	仁保下	１４：４７	１５：４２
仁保上	７：４１	仁保上	１４：４８	１５：４３
仁保下	７：４２	吉原（西山団地）	１４：４９	１５：４４
尾谷	７：４９	斗有下	１４：５２	１５：４７
山陽小着	８：００	斗有	１４：５４	１５：１９

⑤乗車予定人数

乗車予定人数は、各年度における最初の運行日の１０日前までに別途通知する。

【参考】令和８年度実績　３５人

（３）運行月報の作成

運行月毎に教育委員会が定める様式により、運行月報を作成し、運行月の翌月５日までに教育委員会に提出すること。

（４）車両管理に関する業務

①日常点検や定期点検など、運行車両の適切な整備を行うこと。

②運行車両内外を定期的に清掃し、清潔に保つこと。

③運行車両は受託者が所有する駐車場で保管すること。

（５）事故等の処理に関する業務

①事故等その他緊急を要する事態が生じた場合の連絡体制を明確にして書面にて提出すること。

②事故の大小に関わらず連絡体制に従い、運転従事者は速やかに教育委員会及び山陽小学校に連絡をすること。

③運転従事者は、負傷者の確認、救助及び保護、児童の安全確保及び警察への通報等適切な処置を講じること。

④台風などの自然災害の発生した場合や緊急時には、学校と密に連絡を取り合い、教育委員会または学校の指示により、運行すること。

⑤万一事故が発生した場合は、一切の責任を受託者が負い、これを賠償すること。

（６）損害賠償責任

契約期間内の車両の管理中における事故等の発生により、委託者、児童等又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うこと。また事故に備え、対人・対物及び搭乗者等に対する賠償が行えるように契約内容を考慮し、任意保険に加入すること。

（７）その他

この仕様書に記載されていない事項であっても、状況に応じ赤磐市教育委員会が指定するもの（走行ルートの試走、連絡会等）、山陽小学校長がスクールバス運行上必要と認める業務（交通安全教室等への参加）については契約金額の範囲内で実施するものとする。

6　運行体制

（1）受託者は、従業員の中から車両運行管理責任者及び副車両運行管理責任者を指名し、教育委員会に報告すること。学校側の管理者や担当者と委託業務の円滑な運営のために随時協議を行うこと。

（2）受託者は、運転従事者が急遽運転に従事できなくなった場合に備え、常に運行できる体制を整えておくこと。

（3）受託者は、運転従事者に毎年健康診断（胸部レントゲンは必須）を受けさせるとともに、その結果を教育委員会に提出すること。運転従事者が、学校保健安全法施行規則第１８条で規定する伝染病に感染するなど、児童の健康に影響を与える恐れがある場合には、ただちに受託者において必要な措置を講ずるとともに、教育委員会に報告すること。

（4）前項のほか、受託者は常に運転従事者の健康保持に努めるとともに、その費用は受託者の負担とする。

（5）スクールバスの運転従事者については、大型自動車第二種免許を所有する者を配置することとする。ただし、契約期間の途中でバスの交換等により運行車両が変更となった場合は、バスの規模に応じて適正な資格を有する者を配置すること。

（6）低学年児童も利用するので、その行動には常に気を配るとともに、交通安全教育の側面を持つことを意識し他の車両や歩行者に対して譲り合いの気持ちをもって運行すること。

（7）児童の乗降時には、特に安全に配慮するとともに、挨拶等適切なコミュニケーションを図ること。また、児童の置き去り事故等の防止のため、乗車時の乗車児童数の把握および運行後、全ての児童等が降車したことを確認すること。

（8）運行ルートは、冬期間（概ね１２月～３月）は積雪及び路面凍結の恐れがあるため、路面状況の把握等を行い、安全な運行を行うこと。

7　法令の遵守

委託業務の履行にあたって、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等を遵守すること。

（1）道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）

（2）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 条）及び道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）

（3）道路運送車両の保安基準（昭和 26 年省令第 67 号）

（4）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示第 619 号）

（5）労働基準法（昭和 22 年法律第 78 号）及び労働基準法施行規則（昭和 22 年省令第 23 号）

（6）赤磐市庁用自動車管理規程（平成 17 年訓令第 7 号）

（7）赤磐市遠距離通学支援要綱（平成 19 年教育委員会告示第 9 号）

（8）その他関係法令

8　委託業務遂行上の注意

万一、本契約を履行できない事態が発生した場合、受託者は運行に支障をきたすことがないよう、同等の運行ができる者を保証人として立てるなど、万全の体制をとること。

9　運行計画の作成

教育委員会は毎月２５日までに翌月のスクールバス運行表を受託者に通知するものとする。運行表が変更する場合には教育委員会から受託者に連絡する。ただし、緊急の場合はこの

限りではない。

10　委託費用

委託費用については、運行に係る人件費、燃料油脂費、車両点検整備費、保険料、その他運行に係る経費をすべて経費とする。

11　支払条件

受託者は、毎月の業務完了後に当該月分の「運行月報」及び「委託業務完了届」を添えて、書面で請求するものとする。業務委託料の計算は、月の初日から末日までを１月分として計算するものとする。この場合において、当該月の業務の実施が１月に満たなくなったとき（委託者の責めに帰すべき理由による場合を除く）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

委託者は、上記の請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に、支払うものとする。

受託者の都合により、口座振替による支払いではなく、納付書による振込を希望する場合は、振込手数料として教育委員会から受託者に請求する。

12　受託者提出書類

（１）車両運行管理責任者及び副車両運行管理責任者名簿
（２）使用する車両の車検証（写）
（３）自賠責保険証書（写）
（４）任意保険証書（写）
（５）運転従事者の運転免許証（写）及び健康診断の結果
（６）事故等その他緊急を要する事態が生じた場合の連絡体制図
（７）落札金額の積算内訳書（運行ルート等の変更に際して変更契約の資料とするため、作成にあたって正確を期すること）

13　個人情報の保護

個人情報の取扱については、別紙「赤磐市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

14　その他（入札時注意等）

（１）委託金額は、委託期間３年間（３６カ月）を運行した場合の経費（消費税抜き）で算定し、１カ月の経費（消費税抜き）を入札金額として記入すること。
（２）入札参加者が本件調達に関して要した費用については全て参加者が負担するものとする。
（３）本仕様書に記載のない事項又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、双方協議により誠意をもって処理をするものとする。
（４）業務遂行にあたっては、教育委員会及び山陽小学校の指示に従うこと。
（５）教育委員会は受託者に対して本業務の処理状況を随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。